

## 聖籠町告示第 89 号

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 27 年 12 月 18 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱（平成 13 年聖籠町告示第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、短期入所生活介護、」の次に「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、」の次に「看護小規模多機能型居宅介護、」を加え、「、介護予防小規模多機能型居宅介護」を「及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）」に改め、「宿泊費」の次に「(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 平成 27 年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第 4 条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は本告示のとおりとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。